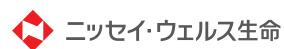


円建

ご契約のしおり・約款

積立利率金利連動型終身保険



ご契約のしおり・約 款

積立利率金利連動型終身保険

目 次

ご契約のしおり

■王な保険用語のご説明(50 首順)	1
■お願いとお知らせ	
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について	3
●生命保険募集人	
●申込書記入上のご注意 ····································	
●当社の組織形態	
討されている方へ	3
●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同	
について	
● 「生命保険契約者保護機構」について····································	
●金融商品取引法における投資家区分について	
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い	
■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項 ····································	9
●告知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
●ご契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について	
●床映証券のと確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
●ご契約の責任開始期	
●ご契約にかかる費用 ····································	
●元本欠損が生じる場合	11
■積立利率金利連動型終身保険の特徴としくみ	12
この保険の特徴	12
この保険のしくみ	12
●死亡保険金	12
●積立利率	
●積立利率保証期間····································	
●積立利率計算基準日 ····································	
●自場曲性調整 ●年金移行特約 ····································	12 17
●ご契約上の注意····································	13
■保険金について ····································	
■保険金に りいて●死亡保険金のお支払い	
●死亡保険金受取人の変更 ····································	
●光に休咲立文以入り及史	
●遺言による死亡保険金受取人の変更	15
●死亡保険金支取人の変更 ●遺言による死亡保険金受取人の変更 ●死亡保険金を年金でお支払いする場合(年金支払特約を付加した場合) ●死亡保険金を年金でお支払いする場合(年金支払特約を付加した場合)	15
●遺言による死亡保険金受取人の変更	15 15 . 16
●遺言による死亡保険金受取人の変更	15 15 16
●遺言による死亡保険金受取人の変更 ●死亡保険金を年金でお支払いする場合(年金支払特約を付加した場合) ■ 積立利率と市場価格調整について ●積立利率について ●市場価格調整について	15 16 16 18
●遺言による死亡保険金受取人の変更 ●死亡保険金を年金でお支払いする場合(年金支払特約を付加した場合) ■ 積立利率と市場価格調整について ●積立利率について ●市場価格調整について	15 15 16 18
●遺言による死亡保険金受取人の変更	15 15 16 18 18

●年金移行特約	21 23
■ご契約後について ····································	24 24
●解約	25 28 29 29
●時効 単生命保険料控除と税金について ······ 約 款	
●積立利率金利連動型終身保険普通保険約款	44 57

ご契約のしおり

積立利率金利連動型終身保険

■主な保険用語のご説明(50音順)

あ行

▼一時払保険料相当額

ご契約の申込時にお支払いいただくお金のことをいい、ご契 約が成立したときには一時払保険料に充当します。

か行

▼解除

ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社(以下「当 社」といいます)がご契約の効力を消滅させることをいいま す。

▼解約

ご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いた だくことをいいます。

▼基準金利

契約年齢または更改年齢に応じて、基準金利の算出におけ る期間の表により定まる期間を残存期間とする日本国債の 複利利回りを当社所定の方法により計算した平均値のこと をいいます。

▼基本保険金額

ご契約締結の際に、当社の定める金額の範囲内で、ご契約 者のお申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額を この契約の一時払保険料とします。ただし、ご契約締結後に その金額が変更されたときは、変更後の金額のことをいいま す。

▼契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する 日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったと きは、各月のご契約日に対応する日のことをいいます。

▼契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人の ことをいいます。

▼契約初期費用

ご契約締結等にかかる費用のことをいい、一時払保険料から 控除します。

▼契約年齢

ご契約日における被保険者の満年齢です。 (例) 62歳11ヵ月29日の方は62歳になります。

▼契約日

契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任 開始日を契約日とします。

▼更改年齢

積立利率計算基準日における被保険者の満年齢です。 (例) 79歳11ヵ月29日の方は79歳になります。

さ行

▼市場価格調整

解約払戻金のお支払い等の際に、その対象となる額に対する 資産の時価を反映させる調整手法のことをいいます。

▼市場価格調整適用期間

市場価格調整が適用される期間のことをいい、契約年齢また は更改年齢に応じて定められます。

▼死亡保険金

被保険者が亡くなられたときにお支払いするお金のことを いいます。

▼死亡保険金受取人

死亡保険金を受取る人のことをいいます。

▼主契約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のこ とをいいます。

▼情報端末を利用したお申込み

携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みの ことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関す る特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みが できます。

▼責任開始期(日)

お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをい い、その責任開始期の属する日を責任開始(の)日といいま す。

た行

▼積立金額

積立金額は、積立金(一時払保険料から契約初期費用を差 し引いたもの) につき、積立利率および最低保証積立利率に よって計算された金額です。

▼積立利率

積立利率とは、積立金に適用される利率(指標金利を基礎 に計算される基準金利に所定の率を増減させた範囲内で当 社が定めた率から保険契約関係費率を差し引いて計算され る利率)をいい、積立金の計算および市場価格調整率の計 算等に用います。積立利率計算基準日ごとに更改します。

▼積立利率計算基準日

ご契約日から積立利率保証期間ごとに到来する年単位の契 約応当日をいいます。ただし、積立利率保証期間が終身と なった後、積立利率計算基準日は到来しません。

▼積立利率保証期間

契約年齢または更改年齢に応じた当社所定の期間となります。

▼特則

主契約(または特約)の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約(または特約)と異なる特別なお約束をする目的で主契約(または特約)の中で設定する規定のことをいいます。

▼特約

主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と 異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものを いいます。

は行

▼払戻金

ご契約が解約されたときなどにご契約者に払戻されるお金のことをいいます。

▼被保険者

生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

▼保険期間

ご契約日からご契約の消滅する日までのことをいいます。

▼保険証券

ご契約の基本保険金額等のご契約内容を記載したものをいいます。

▼保険年度

ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

や行

▼約款

ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

■お願いとお知らせ

●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承 諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

●申込書記入上のご注意

申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者 のように、社員(構成員)として会社の運営に参加することはできません。
- ●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討さ れている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできないことがあります。

●個人情報のお取扱い

●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務
- ※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
- ※当社は機微(センシティブ)情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場

合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

●機微(センシティブ)情報

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微(センシティブ)情報は既に取得しているものも含みます。

なお、機微(センシティブ)情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●個人情報の提供について

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上 必要な照会を行う場合
- ②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合 再保険会社(外国にある再保険会社を含む)における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保 険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険 契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報お よび健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があり ます。
- ③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合
- ④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示(第三者提供)が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客さまの同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することがあります。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

●「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済 農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合 会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共 済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等 の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含 む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用 しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係

る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部 または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の 各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提 供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定 され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基 づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等 の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはあ りません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったと きは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り 得た情報を他に公開いたしません。

• 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険 者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、そ の内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に 関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、 当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細につ いては、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日 から5年以内のものとします)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受 取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込 方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、 保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡 共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会 ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

●「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構 の概要は、以下のとおりです。

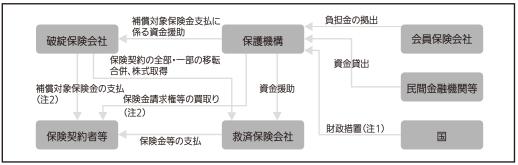
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻 に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係 る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保 険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図 り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入する ことが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に 際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係 る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責 任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90% が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に 維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の 変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわ せて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは

別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

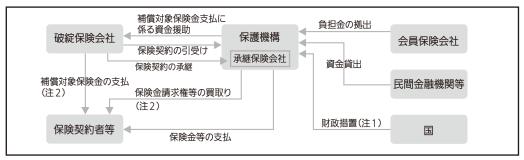
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該 契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資 金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 - 高予定利率契約の補償率=90%- {(過去5年間における各年の予定利率-基準利率) の総和÷2}
 - (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 - (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

【什組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



- (注1) 上記の「財政措置」は、2022 年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約 に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率に

ついては、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいた ものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時」ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

●金融商品取引法における投資家区分について

●金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(以下、「一般投資家」といいます。)」としてお取扱いするようにお申し出いただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンター にお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

<ご注意>

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定
- ・広告等の規制
- ・適合性原則に基づく保険募集
- 契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付
- 金融商品販売法第3条第1項の規定(重要事項説明義務) およびこれに係る同法の損害賠償責任にか かる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

●「一般投資家」の方へ

• 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3および4の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお申し出いただくことができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考-特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

特定抗	段資家	一般担	设 資家
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能 (* 1)	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
国日本銀行適格機関投資家	金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 資本金5億円以上と見込まれる株式会社 その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者 に掲げる者	 地方公共団体 特定投資家に該当しない法人 個人 (以下の要件を全て充足(*2)) 〈承諾日において〉 ①純資産額3億円以上の見込み ②投資性のある金融資産3億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から1年以上経過など 	・左記に該当しない個人

- *1金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する特定投資家
- *2個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保 護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまか らの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
 - ※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認いただけます。

ホームページアドレス www.nw-life.co.jp

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項(氏名、住 所、生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与 に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。 なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービス

センターまでご連絡ください。

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項

●告知について

この保険のご契約締結の際は、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ(告知)いただく必要はありません。

●ご契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

- 保険契約の申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約のお申込みの撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により当社の本店(カスタマーサービスセンター)宛に発信してください。この場合、書面には、ご契約者・被保険者の氏名、受付番号(申込番号)、一時払保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨明記してください。

【書面送付先】

〒 141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

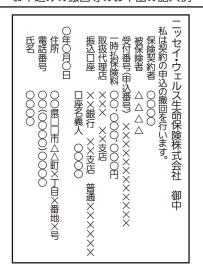
カスタマーサービスセンター宛

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭 のお支払いを請求いたしません。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。
 - ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合
 - ②当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するため の保険契約である場合
 - ③既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 保険契約のお申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

<ご注意>

※保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内(消印有効)に書面(封書)にて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

お申込みの撤回等のお申出の記入例



書面(封書)によるお申出が必要となります。 募集代理店の本支店では受付けることはできません。

書面にご記入いただく事項

- ①申込撤回の旨の文言
- ②保険契約者様の氏名
- ③被保険者様の氏名
- ④受付番号(申込番号)
- ⑤一時払保険料
- ⑥取扱代理店名
- ⑦振込口座
- ⑧申出日
- ⑨保険契約者様の住所/電話番号
- ⑩保険契約者様の氏名(自署)

●保険証券のご確認

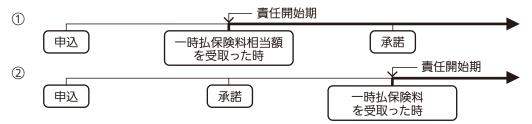
- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容 と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございまし たら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

●一時払保険料のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に一時払保険料を当社の指定する金融機関の口座への送金によ りお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融 機関から発行される振込金受取書は大切に保管してください。

●ご契約の責任開始期

- 一時払保険料(相当額)を受取った時から、当社は責任を開始します。
- 当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、当社は一時払保険料(相当額)を受取っ た時からご契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。



●ご契約にかかる費用

以下の費用をご負担いただきます。

○ご契約時の費用(ご契約の締結等にかかる費用)

契約初期費用は、契約年齢に応じて次のとおりとし、一時払保険料から控除します。

契約年齢	契約初期費用
69 歳以下	一時払保険料に対して 5.0%
70 歳以上 79 歳以下	一時払保険料に対して 5.0%
80 歳以上 85 歳以下	一時払保険料に対して 3.0%
86 歳以上 90 歳以下	一時払保険料に対して 2.5%

○保険期間中の費用

契約初期費用以外に保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差引いています。なお、更改時の積立利率は、死亡保障に必要な費用は差引きません。

○特定のご契約者にご負担いただく費用

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用(年金管理費)として年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金の支払期間を通じて適用されます。

くご注意>

※年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の支払期間中は、費用等を控除 した当社の定める率により運用します。

●元本欠損が生じる場合

次の場合には、お支払いする金額が一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に当社所定の取扱範囲内で市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。
- 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減される場合があります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
- ※生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時」ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■積立利率金利連動型終身保険の特徴としくみ

この保険の特徴

この保険は、市場金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を当社所定の取扱範囲内で更改し、 被保険者の終身にわたる死亡保障を提供するものです。

この保険のしくみ

契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)として、一時払保険料に契約年齢に応じた所定の割合を 乗じた金額を一時払保険料から控除します。

●死亡保険金

保険期間中に被保険者が亡くなられたときは、死亡保険金として被保険者が亡くなられた日における積立金額、基本保険金額または解約払戻金額のいずれか大きい金額をお支払いします。

●積立利率

「積立利率」とは、ご契約日または積立利率計算基準日における基準金利に-0.5%から1.0%を増減させた範囲内で当社の定めた率からご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引いた利率をいいます。

なお、更改時の積立利率は、死亡保障費率は差引きません。

積立利率は、ご契約日または積立利率計算基準日ごとに毎月2回(1日〜 15 日と 16 日〜末日、以下「対象期間」といいます)その時の市場金利情勢に応じて設定されます。ご契約日または積立利率計算 基準日の積立利率を必ずご確認ください。

●積立利率保証期間

契約年齢または更改年齢に応じて次のとおりとなります。

契約年齢 (積立利率を更改している場合は、更改年齢)	積立利率保証期間
69 歳以下	15年
70 歳以上	終身

●積立利率計算基準日

「積立利率計算基準日」とは、ご契約日から起算して積立利率保証期間ごとに到来する年単位の契約応当日をいいます。ただし、積立利率保証期間が終身となった後、積立利率計算基準日は到来しません。

●市場価格調整

解約払戻金のお支払い等の際には、当社所定の取扱範囲内で市場価格調整を適用します。

この保険は、市場金利に応じて資産の時価の変動を反映する仕組みとなっているため、解約払戻金に市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。

●年金移行特約

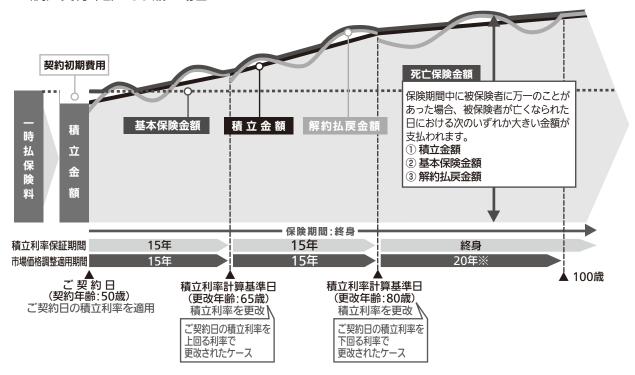
ご契約日から5年を経過している場合はご契約者のお申出により、年金移行特約を付加し、年金移行特約に定める定額年金へ移行することができます。

●ご契約上の注意

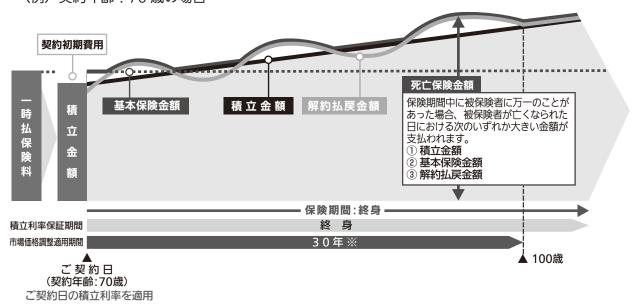
- この保険に配当金はありません。
- 基本保険金額を増額することはできません。

○しくみ図

(例) 契約年齢:50歳の場合



(例) 契約年齢:70歳の場合



※被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間

■保険金について

●死亡保険金のお支払い

• 被保険者が亡くなられたときは、死亡保険金をお支払いします。

名称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に亡くなられたとき
支払額	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②基本保険金額 ③解約払戻金額
受取人	死亡保険金受取人

死亡保険金の支払事由が生じましたら、死亡保険金受取人はすみやかにカスタマーサービスセン ターまでご連絡ください。

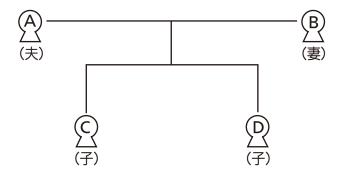
●死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡保険金受取人 を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い 後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしませ ho

●死亡保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死 亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。
- (例) ご契約者・被保険者 A さん、死亡保険金受取人 B さん

Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、B さんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、 Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。 この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



くご注意>

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターま でご連絡ください。

●遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い 後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

●死亡保険金を年金でお支払いする場合(年金支払特約を付加した場合)

年金支払特約を付加したご契約の場合で、死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金の全部 または一部を年金基金に充当し、年金基金の設定日から、年金支払期間中、年金を年金受取人にお支払 いします。年金受取人は、将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払を選択することもできます。

■積立利率と市場価格調整について

●積立利率について

- •「積立利率」とは、積立金に対し適用される利率をいい、ご契約日または積立利率計算基準日における基準金利に-0.5%から1.0%(*)を増減させた範囲内で当社の定めた率からご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引き、積立利率計算基準日ごとに更改されます。なお、更改時の積立利率は、死亡保障費率を差引きません。
- 積立利率は、ご契約日または積立利率計算基準日の対象期間ごとにその時の市場金利情勢に応じて 設定され、該当する積立利率保証期間中は一定です。
- *基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。
 - 積立利率は、年 0.05%を下回ることはありません。
 - 「基準金利」とは、その保険契約の契約年齢または更改年齢に応じて、次の「基準金利の算出における期間の表」により定まる期間を残存期間とする日本国債の複利利回りを当社所定の方法により計算した平均値のことをいいます。

○基準金利の算出における期間の表

契約年齢 (積立利率を更改している場合は、更改年齢)	残存期間
69 歳以下	15年
70 歳以上 79 歳以下	12年
80 歳以上 90 歳以下	7年

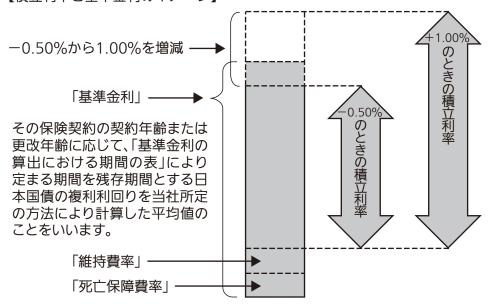
当社は、将来の運用情勢の変化により日本国債の複利利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど日本国債の複利利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。

くご注意>

- ※積立利率は、その時の市場金利情勢等に応じて設定されます。ご契約日または積立利率計算基準日の積 立利率は必ずご確認ください。
- ※積立金額は、積立金(一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの)につき、契約時または積立利率計算基準日に適用される積立利率によって計算されます。

そのため、積立利率は、一時払保険料に対する利回りではありません。

【積立利率と基準金利のイメージ】



※死亡保障費率が契約年齢により異なることや積立利率の更改時は、死亡保障費率を差引かないことにより、積立利率は次のとおりの区分となります。

契約年齢	区分
69 歳以下	А
70 歳以上 79 歳以下	В
80 歳以上 85 歳以下	С
86 歳以上 90 歳以下	D

更改年齢	区分
69 歳以下	F
70 歳以上 79 歳以下	G
80 歳以上 84 歳以下	Н

※アルファベットの部分には実際の積立利率の数値が表示されます。

●市場価格調整について

- 解約払戻金のお支払い等の際には、当社所定の取扱範囲内で市場価格調整を適用します。
- 次の場合は、市場価格調整は適用されません。
 - ①解約の必要書類が当社に到着した日(*)(以下「解約計算基準日」といいます)が、市場価格調 整適用期間満了日の翌日の場合(市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定して、ご契約を解約 した場合も同様とします)
 - ②解約計算基準日が、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日以後の場合
 - *「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

●市場価格調整(Market Value Adjustment)

市場価格調整とは、解約払戻金等のお支払いの際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させ る調整手法で、資産と負債(積立金)をマッチングさせるALM(資産・負債総合管理)的要素を取り 入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて 価格が変動します。例えば、投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、投資時点 よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

この市場価格調整を行なうことにより、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約または 積立利率更改時点(投資時点)で適用されている積立利率よりも低いときは、解約払戻金等の支払額は 増加します。

また、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約または積立利率更改時点(投資時点)で 適用されている積立利率よりも高いときは、解約払戻金等の支払額は減少します。

なお、この保険では、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約または積立利率更改時点 (投資時点)で適用されている積立利率よりも 0.25%超低下している場合に、解約払戻金等の支払額は 増加します。逆に積立利率が上昇あるいは低下していてもその幅が 0.25%未満の場合は、解約払戻金 等の支払額は減少します。市場価格調整率には上限と下限を設定しており、その上限を 40%とし下限 を一40%としています。

○市場価格調整が適用される場合

市場価格調整は解約の場合に当社所定の取扱範囲内で適用されます。解約の必要書類が当社に到着し た日(*)(以下「解約計算基準日」といいます)の市場価格調整率を適用します。

*「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

くご注意>

※市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定した場合の解約計算基準日は、当該期間満了日の翌日とし ます。

■死亡保険金等をお支払いできない場合について

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。

●免責事由に該当した場合

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、死亡保険金をお支払いすることはできません。

- ①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ②戦争その他の変乱
- ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の うち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ④ご契約者の故意

くご注意>

- ※ただし、上記①の場合で、精神疾患などによる自殺については死亡保険金をお支払いする場合もありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
- ※ただし、上記②の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に 及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払い、 または削減してお支払いすることがあります。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に死亡保険金等の支払事由が生じていても、死亡保険金等をお支払いすることはできません(下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします)。また、すでに死亡保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人がこの契約の死亡保険金を詐取する目的もしくは他人にこの契約 の死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
- ②この契約の死亡保険金のご請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったと き
- ③ご契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき
- *1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または死亡保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●不法取得目的による無効の場合

ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は 払戻しません。

●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

■付加できる特約について

●年金移行特約

- ご契約日から5年を経過している場合は、ご契約者のお申出(被保険者の同意が必要となります)によって年金移行特約を付加することにより、年金移行特約に定める定額年金に移行することができます。
- 定額年金への移行日は、次のとおりとなり、その日が年金支払開始日となります。
 - ①移行の申出に必要な書類を当社の本店が受付けた日
 - ②上記①のほか、当社所定の期間内にご契約者からお申出があった場合は、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日
- 移行日の特約積立金額は、主契約の解約払戻金額と同額とし、移行後は、移行日における当社の定める率等によって計算します。

くご注意>

- ※移行日における被保険者の年齢が所定の年齢をこえる場合は、移行できません。
- ※定額年金への移行後の年金額が所定の金額に満たない場合は移行できません。

●年金の種類

年金移行特約によりお支払いする年金の種類は、次のとおりとなります。年金移行特約の付加の申出時にいずれかをご指定ください。

- ○保証期間付終身年金
- ○年金総額保証付終身年金
- ○確定年金

●年金のお支払い

年金支払開始時の年金の種類によって、毎年定額の年金をお支払いします。

名称	保証期間付終身年金	年金総額保証付終身年金	確定年金
	年金	年金	年金
支払事由	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金支払開始日に被保険者が生存されているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存されていること ②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき
支払額	年金額	年金額	年金額
受取人	年金受取人	年金受取人	年金受取人

くご注意>

- ※年金の種類、保証期間および年金支払期間を変更することはできません。
- ※保証期間付終身年金においては、保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が亡くなられたときは、ご契約は消滅します。

●年金額の計算方法

- 年金額は、移行日の主契約の解約払戻金額にもとづき、移行日の当社所定の率等により計算します。
- 年金額がこの特約の年金額を通算して所定の金額をこえる場合は、そのこえる部分に相当する積立金額を定額年金への移行後の第1回の年金と併せて一時金で年金受取人にお支払いします。

くご注意>

※年金額は、基礎率(移行日時点の予定利率、予定死亡率等)に基づいて、移行日時点に計算され算出 されます。

●年金受取人

年金受取人はご契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人のうちから、ご契約者が指定された方とします。

●年金の一括支払

○保証期間付終身年金

- 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金のお支払いにかえて、保証期間の残存期間(以下「残余保証期間」といいます)の未払年金の一括支払をご請求いただけます。
- ・ 年金の一括支払額は、残余保証期間の未払年金の現価となります。
- 年金の一括支払が行われた場合、保証期間経過後は、毎年の年金支払日に被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が亡くなられたときは、その時にご契約は消滅します。

○年金総額保証付終身年金

- ・年金支払開始日以後、保証金額からすでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した 年金の合計額を差し引いた残額がある場合、受取保証部分の将来の年金のお支払いにかえて、受 取保証部分の未払年金の一括支払をご請求いただけます。
- ・ 年金の一括支払額は、受取保証部分の現価となります。
- ・年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保 険者が生存されている限り年金をお支払いします。また、年金の一括支払が行われた後、被保険 者が亡くなられたときは、その時にご契約は消滅します。

○確定年金

- ・年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間(以下「残余年金支払期間」といいます)の未払年金の一括支払をご請求いただけます。
- ・年金の一括支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価となります。
- ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

●死亡一時金のお支払い

年金の種類によって次のとおり、死亡一時金をお支払いします。

名称	保証期間付終身年金	確定年金			
	死亡一時金	死亡一時金			
支払事由	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の 年金支払日前に亡くなられたとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最 後の年金支払日前に亡くなられたとき			
支払額	被保険者の亡くなられた日における残余保証期間に 対する未払年金の現価	被保険者の亡くなられた日における残余年金支払期 間に対する未払年金の現価			
受取人	年金受取人	年金受取人			

くご注意>

- ※年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、死亡一時金はありません。
- ※死亡一時金をお支払いした場合、以後の年金のお支払いはありません。
- ※年金受取人は、保証期間付終身年金および確定年金については、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

●年金支払特約

- ご契約者は、ご契約締結時または主契約の死亡保険金の支払事由発生前に限り、年金支払特約を付加することができます。また、死亡保険金の支払事由発生後は、主契約の死亡保険金受取人がこの特約を付加することができます。ただし、死亡保険金の支払後は、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加することにより、死亡保険金を一時支払にかえて年金によりお支払いします。
- この特約を付加した場合は、死亡保険金の全部または一部を充当し、年金基金を設定します。その際に、当社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。
- 年金基金の設定日は、死亡保険金の支払事由発生日前にこの特約を付加した場合は死亡保険金の支 払事由発生日、死亡保険金の支払事由発生日以後にこの特約を付加した場合はこの特約を付加した 日となります。
- 年金受取人は主契約の死亡保険金受取人と同一人とします。この場合、年金受取人を主契約の死亡 保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金支払期間は、所定の範囲内からご指定いただきます。
- 年金額は、年金基金の設定時における当社所定の率により計算されます。ただし、年金額が所定の金額に満たないときは、年金のお支払いはできません。この場合、主契約の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、この特約は消滅します。
- 第1回年金支払日は、年金基金の設定日とします。第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日 の年単位の応当日とします。
- 年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する 未払年金の現価の一括支払をします。この場合、この特約は消滅します。
- 死亡保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時 以後、第1回の年金における支払の時期前に限り、年金基金の設定時にさかのぼって、年金支払期 間の変更を請求することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第1回の年金における支払の時期前に限り、死亡保険金の支払事由発生時にさかのぼって、この特約を解約することができます。

くご注意>

※年金額は、基礎率(年金基金の設定時点の予定利率)等に基づいて、年金基金の設定時点に計算され 算出されます。

■ご契約後について

●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡 いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。
 - ○転居、町名変更等により住所を変更される場合
 - ○ご契約者、死亡保険金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合
 - ○ご契約内容の変更をご希望の場合
 - ○保険証券を紛失された場合
 - ○その他必要書類や請求書記入方法等のご質問

くご注意>

- ※当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の ご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。
 - 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

●カスタマーサービスセンターについて

- お電話により、次のサービスをご利用いただけます。
 - ○ご契約内容等のご照会
 - ○各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター 0120-037-560

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00

- ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。
- ※お問い合わせの際は、証券番号をご確認のうえ、ご契約者ご本人よりお願いいたします。

●死亡保険金のお支払期限について

• 日本国外における調査が必要な場合

• 支払事由が生じた死亡保険金のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金をお支払いするための確認・ 照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

,,,				
1	死亡保険金をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日(*)の登日を含めて 45 日を経過する日以内にお支払いします。 ・ 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・ 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	翌日からその		
2	② 上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着したらその日を含めてそれぞれに定める日数(複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち経過する日以内にお支払いします。			
	• 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60 ⊟		
	• 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	180 ⊟		
	• 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	180 ⊟		
	• ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180 ⊟		

- *「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。
 - 死亡保険金をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金をお支払いしません。

180 ⊟

●解約

- ご契約者は、いつでも、ご契約を解約することができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。
- 解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日(*)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- *「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。
 - ご契約者は、当社所定の期間内にお申出することにより、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日(以下「指定解約日」といいます)を指定して、ご契約を解約することができます。
- 市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定して解約した場合の解約払戻金は、指定解約日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

●解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金額は、解約計算基準日の積立金に対して当社所定の取扱範囲内で市場金利情勢に応じた 市場価格調整を適用した金額となります。
- 解約払戻金額は積立金をもとに次のとおり計算します。
 - 1. 解約計算基準日が、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日の前日以前の場合、解約払戻金は次のとおりとします。
 - ①解約計算基準日が市場価格調整適用期間満了日の翌日以外の日のとき 解約払戻金額=解約計算基準日の積立金額×(1-解約計算基準日の市場価格調整率) なお、市場価格調整率は、契約年齢または更改年齢に応じて次に定める市場価格調整適用期間に適用します。

契約年齢 (積立利率を更改している場合は、更改年齢)	市場価格調整適用期間			
69 歳以下	ご契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算 基準日)から 15 年間(180 ヵ月)			
70 歳以上	ご契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算 基準日)から被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約 応当日の前日までの期間(月数)			

- ②解約計算基準日が市場価格調整適用期間満了日の翌日のとき 解約払戻金額=解約計算基準日の積立金額
- 2. 解約計算基準日が、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日以後の場合、解約 払戻金は解約計算基準日の積立金額とします。

●解約計算基準日の市場価格調整率

解約計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。ただし、40%を上限とし、- 40%を下限とします。

解約計算基準日の市場価格調整率 =
$$1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

- は、解約計算基準日の属する積立利率保証期間に適用されている積立利率
- j は、解約計算基準日においてiと同様に計算される積立利率
- c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.25%
- n は、契約年齢または更改年齢に応じた市場価格調整適用期間(月数)
- k は、契約年齢(積立利率を更改している場合は、更改年齢)が 69 歳以下の場合 1、70 歳以上 の場合 0.6
- t は、ご契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日)からの経過月数 (1ヵ月未満は切り捨て)

○市場価格調整率の与える影響(解約計算基準日の積立金額を1とした場合の解約払戻金額)

【ご契約例】 積立利率保証期間:15年/積立利率:1.50%

ご契約日	ご契約日の積立利率と解約計算基準日の積立利率の変動幅						
からの 経過年数	2.0% 上昇	1.0% 上昇	0.5% 上昇	変化 なし	0.25% 低下	0.5% 低下	1.0% 低下
1	0.736	0.843	0.902	0.966	1.000	1.035	1.109
2	0.752	0.853	0.909	0.969	1.000	1.033	1.101
3	0.769	0.863	0.915	0.971	1.000	1.030	1.093
4	0.786	0.874	0.922	0.973	1.000	1.028	1.085
5	0.803	0.885	0.929	0.976	1.000	1.025	1.077
6	0.821	0.896	0.936	0.978	1.000	1.022	1.069
7	0.839	0.907	0.943	0.981	1.000	1.020	1.061
8	0.858	0.918	0.950	0.983	1.000	1.017	1.053
9	0.877	0.929	0.957	0.985	1.000	1.015	1.046
10	0.896	0.941	0.964	0.988	1.000	1.012	1.038
11	0.916	0.952	0.971	0.990	1.000	1.010	1.030
12	0.936	0.964	0.978	0.993	1.000	1.007	1.023
13	0.957	0.976	0.985	0.995	1.000	1.005	1.015
14	0.978	0.988	0.993	0.998	1.000	1.003	1.007
15	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

- ※表の数値は端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。
- ※表中にはありませんが、例えば、ご契約日から1年経過後に解約し、解約計算基準日の積立利率がご契約日の積立利率から4.0%上昇していたときは、変動幅は計算上0.563となりますが、市場価格調整率には上限と下限が設定されているため、0.600と修正されます。
- ※表の数値はご契約日からの経過年数が1年から14年は、年単位の契約応当日を基準に計算しています。 15年は、積立利率保証期間満了時の数値を記載しています。

○解約払戻金額の計算例

この計算例は、それぞれの条件の場合における解約払戻金額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

積立利率保証期間:15年(180ヵ月)

解約計算基準日の積立金額:10,000,000円 ご契約日に適用されている積立利率:1.50%

ご契約日から解約計算基準日までの経過年数:3年(36ヵ月)

□解約計算基準日に計算される積立利率が 1.00%の場合

解約計算基準日の市場価格調整率 =
$$1 - \left(\frac{1 + 1.50\%}{1 + 1.00\% + 0.25\%}\right)^{(180-36)/12}$$

= -3.00%

解約払戻金額 = 10,000,000円 × (1 - (-3.00%)) = 10,300,000円

□解約計算基準日に計算される積立利率が 2.00%の場合

解約計算基準日の市場価格調整率 =
$$1 - \left(\frac{1 + 1.50\%}{1 + 2.00\% + 0.25\%}\right)^{(180-36)/12}$$
 = 8.46%

解約払戻金額 = 10,000,000円 × (1 - 8.46%) = 9,154,000円

●基本保険金額の減額

- ご契約者は、いつでも将来に向かって、基本保険金額を減額して解約払戻金を受取ることができます。
- ご契約者は、当社所定の期間内にお申出することにより、直後に到来する市場価格調整適用期間満了日の翌日を指定して、基本保険金額の減額をすることができます。
- 基本保険金額の減額が行われた場合には、同じ割合で積立金額についても減額されるものとします。
- 減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、解約払戻金がある場合には、ご契約者にお支払いします。

<ご注意>

※減額後の基本保険金額が所定の金額に満たないときは、お取扱いしません。

●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金のお支 払事由を発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おう とした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を 困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

●死亡保険金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ご契約者でないこと
- 死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額 を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

●管轄裁判所

このご契約における死亡保険金等のご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または死亡保 険金受取人(2人以上いるときは、その代表者とします)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁としま す)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

●時効

死亡保険金、払戻金等のご請求は、3年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた一時払保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となり、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

○生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1月から 12 月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
80,000 円をこえるとき	一律に 40,000 円

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
56,000 円をこえるとき	一律に 28,000 円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書(一般用)」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書(一般用)」を添付して勤務先に提出 し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

●解約払戻金に対する課税

解約差益(解約払戻金額と一時払保険料との差額)は一時所得として所得税・住民税の対象となります。

●死亡保険金に対する課税

	ご契約例				
ご契約内容	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	税金の種類	
ご契約者と被保険者が同一人で受	夫	夫	妻	相続税	
取人が相続人の場合	夫	夫	子		
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得) +住民税	
ご契約者、被保険者、受取人がそ れぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税	

●税務取扱上のご注意

- 税務のお取扱いについては 2020 年 1 月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額× 2.1%」が課税されます。

約 款

- 積立利率金利連動型終身保険普通保険約款
- 年金移行特約
- 年金支払特約
- •情報端末による保険契約の申込等に関する特約

款

積立利率金利連動型終身保険普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 会社の責任開始期

第1条 会社の責任開始期

2. 用語の意義

第2条 用語の意義

3. 死亡保険金の支払

第3条 死亡保険金の支払

4. 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

第4条 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

5. 契約の無効、取消および解除

第5条 不法取得目的による無効

第6条 詐欺による取消

第7条 告知義務

第8条 重大事由による解除

6. 解約

第9条 解約

7. 払戻金の支払

第10条 払戻金の支払

8. 契約内容の変更

第11条 基本保険金額の減額

9. 契約者または死亡保険金受取人の変更

第12条 契約者の変更

第13条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第14条 遺言による死亡保険金受取人の変更

10. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

第15条 契約者または死亡保険金受取人の代表者

11. 契約者の住所の変更

第16条 契約者の住所の変更

12. 被保険者の業務、転居および旅行

第17条 被保険者の業務、転居および旅行

13. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第18条 年齢の計算

第19条 年齢または性別の誤りの処理

14. 契約者配当金

第20条 契約者配当金

15. 請求手続

第21条 請求手続

16. 管轄裁判所

第22条 管轄裁判所

17. 時効

第23条 時効

18. 死亡保険金受取人による契約の存続

第24条 死亡保険金受取人による契約の存続

19. 特則

第25条 法人契約の特則

「別表1」基準金利の算出における期間

「別表2」積立利率保証期間

「別表 3」解約払戻金 (備考)

積立利率金利連動型終身保険普通保険約款

この保険の内容

この保険は、被保険者の終身にわたる死亡保障を提供するもので、被保険者が死亡したときに、死亡保険金を 支払うことを主な内容とした保険料一時払の保険です。

1. 会社の責任開始期

- 第1条 会社は、次の時から保険契約(以下「契約」といいます。)上の責任を負います。
 - (1) 契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
 - 一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
 - 一時払保険料相当額を受け取った時
 - 2. 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
 - 3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 用語の意義

- 第2条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡保険金を支払う場合に基準となる金額として、契約締結の際に、会社の定める金額の範囲内で、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの契約の一時払保険料とします。ただし、契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2)「積立金」

「積立金」とは、将来の死亡保険金を支払うために、一時払保険料より会社所定の契約初期費用を控除した額から積み立てる金額をいい、会社の定める方法により計算した利率(以下「積立利率」といいます。)を適用して、経過した年月数により計算します。

- (3)「基準金利」
 - ①「基準金利」とは、契約年齢または更改年齢に応じて「別表1」により定まる期間を残存期間とする日本国債の複利利回り(会社が指定する金融情報サービス会社から提供される金利で、これを「指標金利」とします。)を会社の定める方法により計算した平均値をいい、積立利率の設定に用います。
 - ②前①の規定にかかわらず、会社は、将来の運用情勢の変化により日本国債の複利利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど日本国債の複利利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。
- (4)「積立利率」
 - ①「積立利率」とは、契約日または積立利率計算基準日における基準金利に差し引くときの率は最大0.5%、加えるときの率は最大1.0%を増減させた範囲内で会社の定めた率から、契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いた率をいいます。なお、更改時の積立利率は、死亡保障費率を差し引きません。
 - ②積立利率は、積立利率計算基準日に更改されます。
 - ③前①および②の積立利率は会社の定める「最低保証積立利率」を下回ることはありません。
 - ④契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの日 が属する積立利率保証期間中適用します。
- (5)「積立利率保証期間」

款

「積立利率保証期間」とは、契約年齢または更改年齢に応じて「別表2」のとおりとします。

- (6)「積立利率計算基準日」
 - ①「積立利率計算基準日」とは、契約日から起算して積立利率保証期間ごとに到来する年単位の契約応当日をいいます。
 - ②前①にかかわらず、積立利率保証期間が終身となった後、積立利率計算基準日は到来しません。
- (7)「更改年齢」

「更改年齢」とは、積立利率計算基準日における被保険者の年齢をいいます。

3. 死亡保険金の支払

(死亡保険金の支払)

第3条 この契約の死亡保険金の支払は、次のとおりです。

名称	死亡保険金	
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき	
支払額	被保険者が死亡した日における次のいずれか大きい金額	
	①積立金額	
	②基本保険金額	
	③解約払戻金額	
受取人	死亡保険金受取人	
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき	
	①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺	
	②戦争その他の変乱	
	③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死	
	亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受	
	取人に支払います。	
	④契約者の故意	

- 2. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- 3. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
- 4. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金(第10条(払戻金の支払)の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が積立金額を上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本項において同じ。)を契約者に支払います。なお、死亡保険金受取人の故意による場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
- 5. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
- 6. 第4項の場合、第4条(死亡保険金の請求・支払の時期および場所)第3項の規定を準用します。

4. 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

- 第4条 死亡保険金の支払事由が生じたときは、契約者またはその死亡保険金受取人は、遅滞なく会社に通知 して下さい。
 - 2. 支払事由が生じた死亡保険金受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して、死亡保険金を請求して下さい。
 - 3. 死亡保険金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
 - 4. 死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から死亡保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の

確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、死亡保険金を請求した者に通知をします。

- (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 死亡保険金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合 死亡保険金の支払事由が発生した原因
- (3) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前号に定める事項、第8条(重大事由による解除)第1項第3号①から⑤までに該当する事実 の有無または契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の契約締結の目的もしくは死亡保険 金請求の意図に関する契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実
- 5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日から その日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数 のうち最も多い日数)を経過する日とし、会社は、死亡保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する 書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項各号に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

5. 契約の無効、取消および解除

180H

(不法取得目的による無効)

第5条 契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第6条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときは、会社は、契約を取り消します。この場合、 すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第7条 会社は、契約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を 行いません。

(重大事由による解除)

- **第8条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 契約者または死亡保険金受取人がこの契約の死亡保険金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団 準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - 2. 死亡保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。)を支払いません。もし、すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - 3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - 4. 本条の規定によりこの契約を解除した場合は、会社は、第10条(払戻金の支払)の規定によって解約払戻金を契約者に支払います。
 - 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

6. 解約

- 第9条 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。
 - 2. 前項のほか、契約者は、会社所定の期間内に申し出ることにより、直後に到来する「別表3」に定める市場価格調整適用期間の満了日の翌日から将来に向かって契約を解約することができます。
 - 3. 契約者が本条の請求をするときは、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。解約した場合には、会社は、第10条(払戻金の支払)の規定によって払戻金を契約者に支払います。

7. 払戻金の支払

- 第10条 契約の解約払戻金は、その経過した年月日数により「別表3」に定める方法で計算します。
 - 2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第4条(死亡保険金の請求・支払の時期

および場所)第3項の規定を準用します。この場合、前条第2項の場合には第4条第3項中、「必要書類が会社に到着した日」とあるのを「直後に到来する「別表3」に定める市場価格調整適用期間の満了日の翌日」と読み替えます。

8. 契約内容の変更

(基本保険金額の減額)

- 第11条 契約者は、いつでも将来に向かって基本保険金額の減額をすることができます。
 - 2. 前項のほか、契約者は、会社所定の期間内に申し出ることにより、直後に到来する「別表3」に定める市場価格調整適用期間の満了日の翌日から将来に向かって基本保険金額の減額をすることができます。
 - 3. 前2項の規定により基本保険金額の減額が行われた場合には、減額した基本保険金額の割合に応じて積立金額が減額されるものとします。
 - 4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、会社は、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
 - 5. 基本保険金額を減額した場合には、減額分については契約を解約したものとして取り扱います。
 - 6. 契約者が本条の請求をするときは、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

9. 契約者または死亡保険金受取人の変更

(契約者の変更)

第12条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- 第13条 契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
 - 2. 前項の通知をするときは、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 - 3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 4. 死亡保険金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 - 5. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
 - 6. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 第14条 前条に定めるほか、契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、 死亡保険金受取人を変更することができます。
 - 2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - 3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - 4. 前項の通知をするときは、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

10. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

- 第15条 この契約につき、契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
 - 2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者または死亡保険金受

取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。

3. 契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

11. 契約者の住所の変更

- 第16条 契約者が住所(以下「通信先」を含みます。)を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の 指定した場所に通知して下さい。
 - 2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

12. 被保険者の業務、転居および旅行

第17条 契約継続中に、被保険者がいかなる業務に従事し、またはいかなる場所に転居し、もしくはいかなる場所に旅行しても、会社は、契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、契約上の責任を負います。

13. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第18条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。
 - 2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢または性別の誤りの処理)

- 第19条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて積立利率の変更および保険料の差額の精算等を行います。
 - 2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合、契約日における実際の年齢が性別により定まる会社所定の年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて取り扱います。

14. 契約者配当金

第20条 この契約に対する契約者配当金はありません。

15. 請求手続

第21条 この普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
	(3)被保険者の住民票(ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本)
	(4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本
	(5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書
	(6) 保険証券
2. 解約(払戻金の支払)	(1) 会社所定の請求書
	(2)契約者の印鑑証明書
	(3) 保険証券
3. 基本保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書
	(2)契約者の印鑑証明書
	(3) 保険証券

4.	契約者の変更	(1) 会社所定の請求書
		(2) 変更前の契約者の印鑑証明書
		(3)変更前の契約者死亡の場合
		①変更前の契約者の戸籍謄本
		②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書
		(4) 保険証券
5.	会社への通知による死亡	(1) 会社所定の請求書
	保険金受取人の変更	(2) 契約者の印鑑証明書
		(3)保険証券
6.	遺言による死亡保険金受	(1) 会社所定の請求書
	取人の変更	(2) 法律上有効な遺言書の写し
		(3) 契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書
		(4) 保険証券
7.	死亡保険金受取人による	(1) 会社所定の請求書
	契約の存続	(2) 契約者の印鑑証明書
		(3) 死亡保険金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書
		(4)支払うべき金額を支払ったことを証する書類
		(5) 保険証券

- 2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 3. 第1項中、3の場合には書面によって通知します。また、4、5および6の場合には保険証券に表示します。
- 4. 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。)を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下本項において「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を確認した書類(これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。)
 - (2) 受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

16. 管轄裁判所

第22条 この契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡保険金 受取人(死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等 裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

17. 時効

第23条 死亡保険金、払戻金等の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には 消滅します。

18. 死亡保険金受取人による契約の存続

- 第24条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
 - 2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと

- 3. 前項の通知をするときは、第21条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
- 4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

19. 特則

(法人契約の特則)

第25条 契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、第3条(死亡保険金の支払)第1項および第5項 の「契約者」は「契約者である法人の代表者(法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人と します。)」と読み替えます。

「別表1」基準金利の算出における期間

基準金利の算出に用いる期間は次のとおりです。

契約年齢 (積立利率を更改している場合は、更改年齢)	残存期間
69歳以下	15年
70歳以上79歳以下	12年
80歳以上90歳以下	7年
91歳以上	5年

「別表2」積立利率保証期間

積立利率保証期間は次のとおりです。

75 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 - 77 -			
契約年齢	積立利率保証期間		
(積立利率を更改している場合は、更改年齢)	[
69歳以下	15年		
70歳以上	終身		

「別表3」解約払戻金

解約払戻金は積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

- 1. 計算日が、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日以前の場合、解約払 戻金は次のとおりとします。
 - (1) 計算日が市場価格調整適用期間満了日の翌日以外の日のとき

解約払戻金=計算日の積立金×(1-市場価格調整率)

市場価格調整率は、契約年齢または更改年齢に応じて次に定める市場価格調整適用期間に適用し、次の計算式により計算します(ただし、40%を上限とし、マイナス40%を下限とします。)。

契約年齢 (積立利率を更改している場合は、更改年齢)	市場価格調整適用期間
69歳以下	契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日)から15年間(180ヵ月)
70歳以上	契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日)から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間(月数)

市場価格調整率 = 1 -
$$\left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- ・iは、計算日の属する積立利率保証期間に適用されている積立利率
- ・ i は、計算日においてiと同様に計算される積立利率
- ・cは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.25%
- ・nは、契約年齢または更改年齢に応じた市場価格調整適用期間(月数)
- ・k は、契約年齢(積立利率を更改している場合は、更改年齢)が69歳以下の場合1、70歳 以上の場合0.6
- ・t は、契約日(積立利率を更改している場合は、直前の積立利率計算基準日)からの経過月数(1ヵ月未満は切り捨て)
- (2)計算日が市場価格調整適用期間満了日の翌日のとき

解約払戻金=計算日の積立金

2. 計算日が、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後の場合、解約払戻金は計算日の積立金とします。

(備 考)

市場価格調整(MVA=Market Value Adjustment)

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債(積立金)をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

年金移行特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特別勘定
- 第3条 用語の意義
- 第4条 年金の種類および型
- 第5条 年金額
- 第6条 年金および死亡一時金の支払
- 第7条 年金受取人
- 第8条 年金の一括支払
- 第9条 年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所
- 第10条 会社への通知による年金受取人の変更
- 第11条 遺言による年金受取人の変更
- 第12条 告知義務
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当金
- 第15条 請求手続
- 第16条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則
- 第17条 一時払変額終身保険に付加した場合の特則
- 第18条 積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則
- 第 19 条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)に付加した場合の特則
- 第20条 円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険からの 移行の場合の特則
- 第 21 条 積立利率金利連動型終身保険(確定積立金区分型)に付加した場合の特則
- 第 22 条 積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)に付加した場合の特則
- 第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)に付加した場合の特則
- 第 25 条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則
- 第26条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)に付加した場合の特則
- 第 27 条 外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)に付加した場合の特則
- 第28条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則
- 第30条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
- 第31条 主約款の規定の準用

年金移行特約

この特約の内容

この特約は、特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定 で運用する定額年金へ移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主契約の契約日から5年を経過している場合、被保険者の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)から主契約の全部を定額の年金へ移行する旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、年金への移行日は、移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。
 - 2. この特約の責任開始日は、年金への移行日とします。
 - 3. 年金への移行後の被保険者の年齢は、年金への移行日において、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の年齢の計算の規定を準用して計算します。
 - 4. 第1項の規定によって、この特約が締結されたときに、会社は、年金支払証書を第7条(年金受取人)に規定する年金受取人に交付します。この場合、年金支払証書には、この特約を締結した日を記載せず、この特約の年金への移行日を記載します。
 - 5. 第1項の規定にかかわらず、移行日における被保険者の年齢が会社の定める上限年齢をこえる場合または移行後の年金額が会社の定める金額に満たない場合には、年金への移行は取り扱いません。

(特別勘定)

第2条 特約積立金については、移行日以後特別勘定による運用は行いません。

(用語の意義)

- 第3条 この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)「特約積立金」

「特約積立金」とは、将来の年金を支払うために積み立てる金額をいいます。移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額とし、移行後は、移行日における会社の定める率等によって計算します。

- (2)「年金支払開始日」 「年金支払開始日」とは、第1回年金支払日をいい、年金への移行日とします。
- (3)「年金支払日」 「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます(年金支払開始日を含みます。)。

(年金の種類および型)

- 第4条 この特約により支払われる年金の種類は次のとおりとし、特約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、 契約者の申出によって定めます。
 - (1) 保証期間付終身年金 保証期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。
 - (2) 年金総額保証付終身年金 被保険者の生死にかかわらず、年金支払の場合には、移行日前日における主契約の解約払戻金 額(以下「保証金額」といいます。) を保証します。
 - (3) 確定年金

年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。

2. この特約の年金の型は、各回の年金額が第1回の年金額と同額である定額型とします。

(年金額)

- 第5条 この特約の年金支払開始日以後に支払われる年金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額 にもとづき、移行日の会社の定める率により計算した金額とします。
 - 2. 前項の年金額が会社の定める上限金額をこえることとなる場合には、上限金額を年金額とし、これをこえる部分に対応する特約積立金については、第1回の年金と併せて一時金で第7条(年金受取人)に規定する年金受取人に支払います。
 - 3. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を特約積立金から控除します。

(年金および死亡一時金の支払)

第6条 会社は、年金支払開始日以後、主約款に定める保険金の支払にかえて、この特約による年金および 死亡一時金を受取人に支払います。この特約の年金および死亡一時金の支払は、次のとおりです。

名称	(1) 保証期間付終身年金		
	年金	死亡一時金	
支払事由	被保険者が年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間 中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における保証期間の 残存期間に対する未払年金の現価	
受取人	第7条(年金受取人)に規定する年金受取人		

名称	(2) 年金総額保証付終身年金	
	年金	
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存していること ②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うこ との確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと	
支払額	年金額	
受取人	第7条に規定する年金受取人	

名称	(3)確定年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に 生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における年金支払期 間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	第7条に規定する年金受取人	

- 2. 保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。
- 3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- 4. 年金受取人は、保証期間付終身年金および確定年金においては、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、確定年金においては年金支払期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

(年金受取人)

- 第7条 年金受取人は、契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人のうちから、契約者が指定する ものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 2. 年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。
 - 3. 前項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
 - 4. 第2項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、 年金受取人としての取扱を受けることができません。
 - 5. 主約款の契約者の住所の変更の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

(年金の一括支払)

- 第8条 年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - ①年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の 支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができま す。この場合の支払額は、保証期間の残存期間に対する未払年金の現価とします。
 - ②前記①による年金の一括支払が行われた場合、保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条(年金および死亡一時金の支払)第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。
 - ③保証期間中において、被保険者の死亡後に年金を継続して支払っている場合で、前記①による年金の一括支払が行われたときは、保険契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。
 - (2) 年金総額保証付終身年金
 - ①年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第6条第1項第2号②に該当したときに支払われる将来の年金(以下「受取保証部分」といいます。)の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価とします。
 - ②前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時にこの保険契約は消滅します。
 - (3) 確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価とし、保険契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

- 2. 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第15条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
- 3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第9条(年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所)第3項ないし第6項の規定を準用します。

(年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所)

- 第9条 死亡一時金の支払事由が生じたときは、契約者またはその死亡一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。
 - 2. 支払事由が生じた年金または死亡一時金の受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第 15条 (請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して、年金または死亡一時金を請求して下さい。
 - 3. 年金または死亡一時金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日

を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。

- 4. 年金または死亡一時金を支払うために年金または死亡一時金の支払事由発生の有無、または主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無(以下「反社会的勢力に該当する事実の有無」といいます。)の確認が必要な場合において、この特約の締結時から年金または死亡一時金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、年金または死亡一時金の支払事由に該当する事実の有無、または反社会的勢力に該当する事実の有無の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず年金または死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者に通知をします。
- 5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項の規定にかかわらず、年金もしくは死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した 日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれ に定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者 に通知をします。
 - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面 等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会

180H

(3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定

180H

(4) 前項に定める事項に関し、契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180⊟

- (5) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または年金受取人が、正当な理由なく 当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した 期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡一時金を支払いません。

(会社への通知による年金受取人の変更)

- 第10条 年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
 - 2. 前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 3. 年金受取人が第1項の通知をするときは、第15条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 - 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による年金受取人の変更)

- 第11条 前条に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
 - 2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - 3. 前2項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知し

なければ、これを会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、第15条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

(告知義務)

第12条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

(重大事由による解除)

- 第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。この場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること 等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることのみに該 当した場合で、それに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受 取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除す るものとします。
 - (2) この特約を解除するときには、会社は、第8条(年金の一括支払)の規定に準じた支払金を年金受取人に支払います。ただし、前号に該当する場合には、その部分に対応した支払金とします。

(契約者配当金)

第14条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第15条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

この行列にもとうく文仏のよび変更寺については、次の衣に足める音類を旋山して肩水して下さい。				
項目	提出書類			
1. 年金の支払	(1) 会社所定の請求書			
	(2)被保険者の住民票(ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本)			
	(3) 年金受取人の戸籍抄本			
	(4) 年金受取人の印鑑証明書			
	(5) 年金支払証書			
2. 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書			
	(2) 年金受取人の戸籍抄本			
	(3) 年金受取人の印鑑証明書			
	(4) 年金支払証書			
3. 死亡一時金の支払	(1) 会社所定の請求書			
	(2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書			
	(3)被保険者の住民票(ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本)			
	(4) 年金受取人の戸籍抄本			
	(5) 年金受取人の印鑑証明書			
	(6) 年金支払証書			
4. 会社への通知による年金	(1) 会社所定の請求書			
受取人の変更	(2) 年金受取人の印鑑証明書			
	(3) 年金支払証書			
5. 遺言による年金受取人の	(1) 会社所定の請求書			
変更	(2) 法律上有効な遺言書の写し			
	(3) 年金受取人の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書			
	(4) 年金支払証書			
	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 年金受取人の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書			

- 2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 3. 第1項中、2の場合には書面によって通知します。また、4および5の場合には年金支払証書に表示します。

(定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則)

第16条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合、次のとおりとします。

款

- 1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
- 2. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌日とします。」と読み替えます。
- 3. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額) 第1項中「主契約の解約払戻金額」を「定額終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
- 4. 第6条(年金および死亡一時金の支払)中「主約款に定める保険金」を「定額終身保険移行特約に 定める特約保険金」と読み替えます。

(一時払変額終身保険に付加した場合の特則)

- 第17条 一時払変額終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 第3条(用語の意義)第1号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
 - 2. 第4条(年金の種類および型)第1項第2号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と 読み替えます。
 - 3. 第5条 (年金額) 第1項中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
 - 4. 前条中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。

(積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則)

- 第18条 積立利率金利連動型終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 2. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、当該市場価格調整適用期間満了日の翌日)」と読み替えます。
 - 3. 第1条 (特約の締結および責任開始期) 第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき (市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合には年金に移行されたとき)」と読み替えます。
 - 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
 - 5. 第3条(用語の意義)第1項第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)に付加した場合の特則)

- 第19条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 3. 第1条 (特約の締結および責任開始期) 第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、

直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。

- 4. 第1条(特約の締結および責任開始期)第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
- 5. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 6. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険からの移行の場合の特則)

- 第20条 円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が主契約に付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行している場合には、前条、第22条(積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)に付加した場合の特則)、第23条(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)に付加した場合の特則)、第24条(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則)または第25条(予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則)の規定を適用せず、次のとおりとします。
 - 1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約の規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 2. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約の規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
 - 3. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額) 第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における円建終身保険移行特約 または目標額到達時円建終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
 - 4. 第6条(年金および死亡一時金の支払)中「主約款に定める保険金」を「円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。

(積立利率金利連動型終身保険(確定積立金区分型)に付加した場合の特則)

- 第21条 積立利率金利連動型終身保険(確定積立金区分型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりと します。
 - 1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険(確定積立金区分型) (以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 2. 第1条 (特約の締結および責任開始期) 第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、主契約の積立利率計算基準日)」と読み替えます。
 - 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締

結されたとき(主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。

- 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 5. 第3条(用語の意義)第1項第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

(積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)に付加した場合の特則)

- 第22条 積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の積立利率計算基準日)」と読み替えます。
 - 4. 第1条 (特約の締結および責任開始期) 第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき (直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
 - 5. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
 - 6. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)に付加した場合の特則)

- 第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。
 - 4. 第1条(特約の締結および責任開始期)第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
 - 5. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
 - 6. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)

第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則) 第24条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
- 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。
- 4. 第1条(特約の締結および責任開始期)第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
- 5. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 6. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則) 第25条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
- 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。
- 4. 第1条(特約の締結および責任開始期)第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき(直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった

款

場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。

- 5. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 6. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)に付加した場合の特則)

- 第26条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
 - 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
 - 5. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)に付加した場合の特則)

- 第27条 外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
 - 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
 - 5. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社

- が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- 6. 第6条(年金および死亡一時金)第1項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める給付金および保険金」と読み替えます。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

第28条 指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建終身保険(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
- 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
- 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 5. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則)

- 第29条 終身保険移行特約が主契約に付加され、主契約がその特約の規定により終身保険に移行している場合には、次のとおりとします。
 - 1. この特約の内容の規定中、「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の 全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行 している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
 - 2. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
 - 3. 第3条(用語の意義) 第1号、第4条(年金の種類および型) 第1項第2号および第5条(年金額) 第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
 - 4. 第6条(年金および死亡一時金の支払)中「主約款に定める保険金」を「終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。
 - 5. この特約の年金の通貨は、終身保険移行特約による終身保険の通貨と同じとします。
 - 6. 前項の規定にかかわらず、契約者は、終身保険の通貨を円に変更してこの特約による定額の年金への移行をすることができます。この場合、次の通りとします。
 - (1) 定額の年金へ移行後の通貨は円とし、この特約による年金および死亡一時金の支払等、移行後の定額の年金に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 移行日における終身保険の特約積立金額は、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートを用いて円に換算した額とします。

(3) 前号の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

第30条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- 1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- 2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建特別終身保険(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
- 3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
- 4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
- 5. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

第31条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

年金支払特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金の種類
- 第5条 年金額の計算
- 第6条 年金支払日
- 第7条 年金の一括支払
- 第8条 年金受取人の変更
- 第9条 年金の請求・支払の時期および場所
- 第10条 特約の消滅とみなす場合
- 第11条 特約の解約
- 第12条 年金支払期間の変更
- 第13条 法定相続人の代表者
- 第14条 年金受取人の住所の変更
- 第15条 契約者配当金
- 第 16 条 請求手続
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 時効
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合の特則
- 第 22 条 一時払生前給付保険(3大疾病保障・低解約払戻金型)に付加した場合の特則
- 第 23 条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)に付加した場合の特則
- 第24条 一時払3大疾病保険(初期低解約払戻金型)に付加した場合の特則
- 第25条 積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)に付加した場合の特則
- 第26条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)に付加した場合の特則
- 第 27 条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則
- 第 29 条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)に付加した場合の特則
- 第30条 外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)に付加した場合の特則
- 第31条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第32条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則

年金支払特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険金の一時支払にかえて、その金額の全部 または一部を年金で支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、次の場合に、主契約に付加して締結します。
 - (1) 主契約の保険金の支払事由発生前は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出があったとき。
 - (2) 主契約の保険金の支払事由発生後は、主契約の保険金の受取人の申出があったとき。ただし、主契約の保険金の支払後は、この特約を締結することはできません。
 - 2. 主契約締結後にこの特約が締結されたときは、保険証券に表示(年金支払証書の交付にかえることがあります。)します。この場合、特約を締結した日を記載せず、保険証券の場合にはこの特約の付加の日を、年金支払証書の場合にはこの特約の年金基金の設定日を記載します。
 - 3. 主契約の保険金の受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとして取り扱います。

(年金基金の設定)

- 第2条 この特約が締結されたときは、主契約の保険金の全部または一部を充当し、年金基金を設定します。 年金基金の設定日は次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結が、主契約の保険金の支払事由発生日前の場合 主契約の保険金の支払事由発生日
 - (2) この特約の締結が、主契約の保険金の支払事由発生日以後の場合 この特約を締結した日
 - 2. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。

(年金受取人)

第3条 年金受取人は、主契約の保険金の受取人と同一人とします。この場合、年金受取人を主契約の保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

(年金の種類)

第4条 年金の種類は、確定年金とし、会社所定の範囲内から契約者または主契約の保険金の受取人が指定した期間(以下「年金支払期間」といいます。)中、一定金額の年金を支払います。

(年金額の計算)

- 第5条 この特約の年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。
 - 2. 年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金支払の取扱は行いません。この場合、主契約の保険金の受取人に主契約の保険金を支払ってこの特約は消滅します。

(年金支払日)

- 第6条 年金は、次に定めるところにより支払います。
 - (1)第1回年金支払日 年金基金の設定日
 - (2) 第2回以後の年金支払日 第1回年金支払日の年単位の応当日

(年金の一括支払)

- 第7条 年金受取人は、第1回年金支払日以後、年金支払期間中に限り、将来の年金の支払にかえて、年金 支払期間の残存期間に対応する未払年金の現価の一括支払を請求することができます。この場合に は、第16条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 - 2. 前項の支払を行ったときは、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が2人以上ある場合に年金の一括支払が行われたときは、その年金受取人の年金に関する権利が消滅するものとします。
 - 3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第9条(年金の請求・支払の時期および場所)第2項の規定を準用します。

(年金受取人の変更)

- 第8条 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 2. 前項の場合、年金受取人の法定相続人が、年金受取人が死亡したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知して下さい。また、年金受取人の法定相続人は、年金受取人が死亡したことを知ったときは、 遅滞なく第 16 条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 - 3. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人にこの特約の年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(年金の請求・支払の時期および場所)

- 第9条 この特約にもとづく支払は、第16条(請求手続)に規定する必要書類を会社に提出して請求して下さい。
 - 2. 年金の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第10条 主契約が保険金の支払事由発生以外の事由により消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

- 第11条 契約者は、主契約の保険金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約する ことができます。
 - 2. 主契約の保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第1回の年金における、第9条(年金の請求・支払の時期および場所)に定める支払の時期前に限り、主契約の保険金の支払事由発生時にさかのぼって、この特約を解約することができます。

(年金支払期間の変更)

- 第12条 契約者は、主契約の保険金の支払事由発生前に限り、年金支払期間の変更を請求することができます。
 - 2. 主契約の保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第1回の年金における、第9条(年金の請求・支払の時期および場所)に定める支払の時期前に限り、年金基金の設定時にさかのぼって、年金支払期間の変更を請求することができます。
 - 3. 前2項の年金支払期間の変更において、変更後の年金支払期間は、会社所定の期間の範囲内から選択することを要します。また、変更後の年金額が会社の定めた金額に満たない場合には、この取扱をしません。
 - 4. 契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、第16条(請求手続)に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

(法定相続人の代表者)

- 第13条 第8条 (年金受取人の変更) 第1項の場合において、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
 - 2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対してもその効力を生じます。

(年金受取人の住所の変更)

- 第14条 年金受取人が住所(以下「通信先」を含みます。)を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
 - 2. 前項の通知がなく、年金受取人の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

(契約者配当金)

第15条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第16条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

この行派にもこうく文本のよう文字では、一人の名にためる言葉を提出して明示して「さい。			
項目	提出書類		
1. 年金の支払	(1) 会社所定の請求書		
	(2) 年金受取人の戸籍抄本		
	(3) 年金受取人の印鑑証明書		
	(4) 年金支払証書		
2. 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書		
	(2) 年金受取人の戸籍抄本		
	(3) 年金受取人の印鑑証明書		
	(4) 年金支払証書		
3. 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書		
	(2)契約者または年金受取人の印鑑証明書		
	(3)保険証券		
4. 年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書		
	(2) 年金支払証書		
	(3) 変更前の年金受取人の戸籍謄本		
	(4) 相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書		

- 2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 3. 第1項中、3の場合には書面によって通知します。また、4の場合には年金支払証書に表示します。

(管轄裁判所)

第17条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の管轄裁判所の規定を準用します。

(時効)

第18条 年金の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(重大事由による解除)

第19条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。この 場合、この特約を解除するときには、会社は、第7条(年金の一括支払)の規定に準じた支払金を 年金受取人に支払います。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

款

(この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合の特則)

第21条 この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合には、この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「定額終身保険移行特約の特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(一時払生前給付保険(3大疾病保障・低解約払戻金型)に付加した場合の特則)

第22条 一時払生前給付保険(3大疾病保障・低解約払戻金型)にこの特約を付加した場合には、この特約中、「保険金」とあるのを「その給付金」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)に付加した場合の特則)

- 第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
 - (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。

(一時払3大疾病保険(初期低解約払戻金型)に付加した場合の特則)

第24条 一時払3大疾病保険(初期低解約払戻金型)にこの特約を付加した場合には、この特約中、「保険金」とあるのを「その給付金」と読み替えます。

(積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)に付加した場合の特則)

- 第25条 積立利率金利連動型終身保険(米ドル建・確定積立金区分型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
 - (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。

- ①前2号の規定は適用しません。
- ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)に付加した場合の特則)

- 第26条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
 - (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特 約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次の とおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則) 第27条 予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特 約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次の とおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。
- (5) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と 読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)に付加した場合の特則)

- 第28条 予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
 - (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特 約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次の とおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。
 - (5) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と 読み替えます。

(積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)に付加した場合の特則)

- 第29条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)に付加した場合の特則)

- 第30条 外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
 - (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とし

款

ます。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

第31条 指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。
- (5) 主契約に介護保険金特則が付加されている場合には、主契約の介護保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の介護保険金」と読み替えます。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

第32条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特 約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次の とおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と 読み替えます。
- (5) 主契約に介護保障特則が付加されている場合には、主契約の介護保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の介護保険金」と読み替えます。
- (6) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と

読み替えます。

(7) 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合には、第2号および第3号の規定は適用しません。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下「情報端末」といいます。)を利用して保険契約(以下「契約」といいます。)の申込手続を行う場合に、保険契約者(以下「契約者」といいます。)から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。

(特約の適用)

- 第2条 この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。
 - (2) 契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。
 - (3) 第1号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	所定の書面で質問した	この特約に定める情報端末に表示され た所定の画面で質問した
	その書面により告知して下さい。	その情報端末に表示された所定の画面 に必要な事項を入力することにより告知 して下さい。
年齢または性別の誤 りの処理に関する規 定	契約申込書に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申 込画面に表示された
法人契約の特則中の 告知義務の特則に関 する規定	(契約) 申込書にその法人の代表者とし て記名・押印した者	この特約に定める情報端末の契約の申 込画面にその法人の代表者として表示 された者
特別勘定の指定に関する規定	保険契約申込書(以下「契約申込書」 といいます。)に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申 込画面に表示された

MEMO

,

ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

- ◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。
- ◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。
- ◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまで ご連絡ください。

説明事項で確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、 内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- ご契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度) について
- ご契約の責任開始期について
- 死亡保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせについて



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

<u>0120-037-560</u>

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 %お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。



ニッセイ・ウェルス生命 ホームページ www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1